

改正内容一覧(案)

(大阪市保育施設等の利用調整に関する事務取扱要綱)

項番	該当項目	改正内容	改正の趣旨
1	(保育士等の優先) 第7条の2	国による配置基準の改正に伴い、保育士等の優先的な利用調整の対象に、「特定理学療法士等」を追加する。	「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」(昭和23年厚生省令第63号)等の改正により、配置基準において「特定理学療法士等」が、看護師と同様に1人に限り保育士とみなせる取扱いとなることに伴い、「特定理学療法士等」を優先的な利用調整の対象に追加し、併せて文言整理を行う。
2	利用調整基準 (1)基本点数表	「13. その他」において、「センター所長」を「保健福祉センター所長」に改めるなどの文言整理を行う。	文言整理
3	利用調整基準 (2)調整指数表	本市独自の企業主導型保育事業の無償化を受けて、「保育の代替手段」中の第6の項から、利用時に加点対象となる保育施設・保育事業に該当しないサービスから企業主導型保育事業を除く。	令和8年9月利用分から本市独自に企業主導型保育事業の無償化を実施することに合わせ、企業主導型保育事業の利用に係る利用調整上の加点を廃止する。 なお、廃止に当たっては経過措置を設けるとともに、本項による利用中の加点(+5)に代わり、保育の継続性の観点から、本一覧表の項番5のとおり企業主導型保育事業の利用終了に伴う利用申込みに係る加点(+5)を新設する。 ほかに、保育事業に該当する事業所内保育事業の従業員枠について、整合性の観点から利用中の加点を廃止する。
4	利用調整基準 (2)調整指数表	「保育の代替手段」中の第7の項における「6ヵ月」を「6か月」に改める。	文言整理
5	利用調整基準 (2)調整指数表	「保育の代替手段」中に、企業主導型保育事業側の利用定員設定等の事情により企業主導型保育事業の利用終了予定の児童に係る加点を新設する。	企業主導型保育事業を実施する施設の多くが保育対象を2歳児までとしている実態を踏まえ、利用中の加点の廃止に代わって保育の継続性の観点から加点(+5)を新設することとし、企業主導型保育事業における利用定員設定等の事情により利用終了に伴う利用申込みをその対象とする。
6	利用調整基準 (2)調整指数表	「きょうだいの状況」中の第1の項において、「申込み」を「利用申込み」に改めるなどの文言整理を行う。	文言整理
7	利用調整基準 (2)調整指数表(注釈)	注釈※7において、令和8年度随時入所の及び令和9年4月1日入所(1次調整)の利用申込みに係る経過措置を設ける。	令和8年度随時入所に係る利用調整においては、経過措置として従前のとおり取り扱うこととし、企業主導型保育事業を週3日以上、有償で利用の場合は利用中の加点を適用する。また、令和9年4月一斉入所に係る利用調整においても、市長が指定する日(1次調整の申込期限の日とする予定)において企業主導型保育事業の利用を開始している場合は、経過措置の対象とする。
8	利用調整基準 (2)調整指数表(注釈)	注釈※8において、認可外保育施設を6か月以上利用した場合の7点加点の要件を整理する。	事業所内保育事業のうち、保育事業に該当するものの従業員枠については、本要件の適用外とする。なお、企業主導型保育事業保育事業の利用は従前から適用対象外のため、経過措置として改正後の※7で利用中の加点を適用する場合でも、本項目の適用対象外となる。
9	利用調整基準 (2)調整指数表(注釈)	注釈※9において、企業主導型保育事業の利用を終了した児童においては、認可保育施設の利用調整が保留となった場合の加点を新設する。	本一覧表の項番5の加点の新設に伴い、地域型保育事業の卒園児と同様に、利用調整で保留となった場合は、当該年度の利用調整でも加点を継続する。
10	利用調整基準 (2)調整指数表(注釈)	注釈※9～注釈※12の項番を繰り下げ、繰下げ後の注釈※13において「センター所長」を「保健福祉センター所長」に改める。	※9の新設に伴う項番の繰下げ及び文言整理
11	利用調整基準 (4)順位表	5の項において、「10月1日に出生しておらず」を「10月2日以降に出生し」に、「前年度の年度途中(10月利用開始分まで)より利用申込」を「前年度において利用申込み(利用開始日が10月までのものに限る。)」に改めるなど文言整理を行う。	文言整理